

令和7年12月
丸亀市農業委員会定例総会
議事録

令和7年12月19日開会

丸亀市農業委員会

令和7年12月 丸亀市農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和7年12月19日(金) 午後3時30分～午後4時50分

開催場所 丸亀市役所 2階 203・204会議室

出席委員 39人

農業委員 14人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 大西 貴久 | 6. 和泉 弘美 | 10. 小松和貴子 | 15. 尾崎 義美 |
| 2. 田中 浩信 | 7. 山根 三枝子 | 12. 松永 哲之 | 16. 松下 孝江 |
| 3. 尾野 弘季 | 8. 富田 等 | 13. 竹田 久義 | |
| 5. 平山 康生 | 9. 牛田 均 | 14. 松永 哲夫 | |

農地利用最適化推進委員 25人

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 元木 繁雄 | 8. 戸張 正典 | 18. 宮武 俊博 | 26. 村山 雅美 |
| 2. 西山 孝 | 9. 宮前 千代秋 | 19. 喜來 聖則 | 27. 徳永 善史 |
| 3. 廣瀬 義文 | 10. 山口 好則 | 20. 新居 勉 | 28. 竹林 俊一 |
| 4. 一本松 学 | 11. 須藤 誠一 | 21. 山本 清秀 | 29. 山本 敏一 |
| 5. 齋藤 純子 | 13. 大野 忠志 | 22. 深井 正隆 | |
| 6. 坂井 清照 | 14. 高木 久義 | 24. 竹林 隆 | |
| 7. 守家 祥司 | 16. 横山 隆一 | 25. 古竹 義弘 | |

欠席委員 7人

農業委員 2人

- | | |
|----------|-----------|
| 4. 内田 久夫 | 11. 竹内 章雄 |
|----------|-----------|

農地利用最適化推進委員 5人

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 12. 大西 浩 | 17. 田中 正隆 | 30. 三谷 孝治 |
| 15. 田羅間 勳 | 23. 佐藤 久男 | |

農業委員会事務局出席者

事務局長 大西 良明 事務局次長 山田 健司 主査 佐々木武志

その他の出席者

丸亀市農林水産課 担当長 造田 忠彦 主査 西山 善行

議事日程

農政に関する議題

- 1 農業振興地域整備計画の変更について
- 2 地域計画の変更について
- 3 その他

報告

- 1 定例農家相談会の開催結果について
- 2 その他

土地に関する議題

- 議案第62号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第63号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 議案第64号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 議案第65号 非農地証明願について
- 議案第66号 許可後の事業計画変更申請について

報告

- 報告第25号 農地法第18条第6項の規定による通知確認について

その他

●事務局長（大西良明君）

定刻がまいりましたので、只今から令和7年12月の農業委員会定例総会を開会いたします。それでは、本日お配りしております資料の確認をお願いします。まず総会の次第、地域計画の変更に関する資料、耕作者不在農地の関係書類（12月受付分）、農業委員会だより22号を机の上に置かせて頂いております。事前にお送りしています議案書等書類もお出してください。今回も沢山ご案内文書を入れておりましたが、県外研修でありますとか、委員の改選についての資料とかですが、また後程、事務局のお知らせの中で説明させていただきます。推進委員の皆さまは、総会出席は推進活動に該当しますので、本日出席した件、青色の記録セットにご記入ください。次に、携帯電話は、電源を切るかマナーモードをお願いします。議事進行につきましては、松永会長、よろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

皆さん、今日は午後3時半からの開会になりました、お疲れ様でございます。ご案内しております通り、この後、出席される方は、忘年会を計画しております。今年も早1年が終わろうとしています。また、私共の任期もあと半年あまりになってまいりましたけれども、今年1年お疲れ様でございました。特に今年は農業・農村・基本計画の改定、地域計画の策定等々、色々な変更もございました。特に今年は農業・農村・基本計画の改定、地域計画の策定等々、色々な変更もございました。農業委員さん、推進委員さんには、お手数をお掛けすることが多かったと思います。また、来年に向けましてもよろしくお願いいたします。今日も案件が沢山ございますし、後の時間も決まっておりますので、スムーズな進行をよろしくお願いいたします。本日の出席委員さんは、14名で過半数の方が出席されていますので、総会が成立しておりますことを報告いたします。本日の議事録署名委員は、7番の山根委員さん、8番の富田委員さんをお願いいたします。それでは、農政に関する議題に入りたいと思います。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（大西良明君）

はい、農政に関する議題といたしまして、議題1 農業振興地域整備計画の変更について、議題2 地域計画の変更について、議題3 その他です。以上、御審議のよろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議題1 農業振興地域整備計画の変更について、農林水産課より説明をお願いします。

●農林水産課（西山善行君）

はい、皆さんこんにちは、農林水産課 西山と申します。本日、貴重なお時間を頂きまして、12月受付分の農業振興地域整備計画の変更につきましてご報告をさせていただきます。早速ですけど、お手元に資料をご用意下さい。1つは、資料①の変更等理由書、もう1つ資料②の位置図でございます。資料①、②の表紙をそれぞれお捲り下さい。資料①の変更等理由書（総括表）、1ページ目から5ページ目まで表の一番左に附した番号を、資料②縦長の位置図に対応した番号を記載しております。今回除外件数19件ございまして、資料①に、計画地の町名、字、地番、面積、申出者、計画内容等を記載しておりますが、1ページから3ページまでが農振除外の内容、4ページと5ページは編入で2件ございます。編入申出地の町名、字、地番、面積、申出者等記載の通りでございます。それでは、説明に入らせて頂きます。座って説明いたします。

【番号12-1～19、番号入12-1～2の各案件説明】

以上、取下げされた番号12-11を除き、除外18件、合計18,344.55㎡、編入2件、合計2,806.00㎡の申出となっております。変更区分、地域別の内訳を6ページに記載していますが、先ほど申し上げた数値は、取下げられたものを除外したものです。以上、よろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

説明が終わりましたが、この件につきまして何か御質問等ございましたらお願いします。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

農業をすることって、3年前に農業委員会で承認を受けて農地を取得したんやけど、1回も田んぼせんで、今回、除外の申請に入っているが、今後もこのようなケースを許可していくのですか。

●農林水産課（西山善行君）

農振除外以外のお話のようなので、私は回答する立場にはないと思いますが。

●事務局長（大西良明君）

徳永委員さんの今の御質問なんですけど、当時3条申請で、農地を買ったという時の申請書を調べて、出来れば来月の総会で。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

いやいや、農地取得した人が、3年経ったら何をしてもいいのかを聞いている。

●事務局長（大西良明君）

令和5年7月31日に売買が成立したという登記簿の情報が分かったんですが、当時三年三作という転用のルールがありまして、農地所有から三年三作までは転用が出来ず、それを超えれば転用が出来るといふ県の基準でした。この三年三作というルールは2年ぐらい前に無くなっていますが、農地取得時の申請では、今後、農業をするという目的で農地を買うということだったんですけど、農業が出来なくなったという正当な理由があれば、三年三作を待たずに、転用を認めざるを得ないという許可の状況にはなっております。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

1回も来てない。そんなんで、いいのか。

●事務局長（大西良明君）

いえ、これは農地法第3条の趣旨から外れた農地の取得であったのかどうか。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

もう少し、徹底的に審査しないと良い農地がなんぼでも無くなってくる。農業委員会はどのように考えているのかと思って聞いたんやけど。

●事務局長（大西良明君）

3条申請が出てくれば、営農計画を審査し、必要があれば申請者と面談し、聞き取りをするとかをしているのですが、中には何らかの理由で出来なくなって、やむを得ず手放さざるを得ないこととなったという案件も過去ありました。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

3年前に聞いたことやけど、農業しなくても不動産屋が通してくれると聞いたことがある。

●事務局長（大西良明君）

今、下限面積が無くなったことで、事務局側も3条申請の許可には大変苦慮しています。三年三作

のこともそうなんですけど、下限面積が無くなって、農家でなくても農地が買えるとなったんやろという質問をされて、誰でも買える訳でもない、きちっと農業をして頂かないといけないというお話しはするんですが、我々も審査するが難しいような改正となっていますので、今後、適正な審査が出来るように地元の委員さんにもご協力頂いて、許可後、ちゃんと農業をしているのかというのを、皆さんで見回っていくとかなどを考えていかないといけないと考えています。

●会長（松永哲夫君）

徳永委員さんどうですか。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

不満はあるけど、農業委員会がそういう趣旨で動くのなら、農業委員会なくてもいいのでは。私ら一生懸命に田んぼをするように努力しているが、意味がない。

●会長（松永哲夫君）

仰ること、他の委員さんもお気づきになっているところがあると思うんですけど、現実に法改正等で、そういった運用なっておりますので、拒否するとしたら理由が必要になってまいります。明らかな理由があれば、拒否出来るんですけど、書類的に不備がなければ、認めざるを得ないのが現状です。

●会長（松永哲夫君）

他に、何か御意見ございますか。今のことでも結構です。局長が先程申し上げました、過去に三年三作や下限面積などの条件があったんですけど、今は、はっきり申し上げて誰でも手に入れることが出来るので、何年か経ったら売り飛ばしてもいいというような動きが、巷ではあるように多少は聞いておりますけど、地元の農業委員さん、推進委員さんの中で現況を把握して頂いて、そういう案件が出てきましたら、転用なりの申請の時に申し上げていかないといけないとは思っております。農林水産課のほうでは、そういった点のチェックは出来ないのですか。

●農林水産課（西山善行君）

はい。まず、登記簿を確認し、売買等の履歴を確認の上、適宜、農業委員会事務局に確認します。今回の案件も制度の狭間で止められないということで、また、農振除外の要件を満たしていれば、

書面審査を通さざるを得ないというのが市としてあります、また、県の方も同じだと思っております。

●会長（松永哲夫君）

今申し上げた通りでございます、農業委員さん、推進委員さんともに色々な問題点があると思われると思っておりますが、3条申請が出てきた時に、農業が出来るのかの判断材料として、農機具を持っているかなどの確認をしておりますが、許可審査がおざなりになりますと、多少こういった案件が出てくる可能性があると思っております。局長、3条申請に関しては、転用申請の時の様に、委員さんが事務局と一緒に、現地調査はしてないんやな。

●事務局長（大西良明君）

はい。転用の現地調査には一緒に行ってもらっているんですけど、3条につきましては、事務局ですべて現地調査をしております。というのが、譲受人が所有するすべての農地を適切に全部利用しているのかという確認が必要で、一つの申請で複数の場所の現地確認をしないといけなく、それを委員さんをお願いするのは大変な負担になるので、3条申請については、事務局の方で現地確認をしております。

●会長（松永哲夫君）

今のことを含めまして、皆さん御意見をお聞かせください。

●会長（松永哲夫君）

特になければ、書類も整っているし、農林水産課の西山さんにもお話し頂いたんですけど、このことによって、拒否は中々出来ないという状況でございます。常日頃、農地の管理うんぬんについては、農業委員さん、推進委員さんがそれぞれ目をひかせて頂きたいと思っております。今、すでに3条で取得されて、農地として利用されていないところも多々あるように聞いております。また、転用を見越した取得が常態化しますと、徳永委員さんが仰りますように、農業委員会の権能が無意味になってきますので、農業委員さん、推進委員さんに目を光らせて頂いて、常日頃の情報をお寄せいただいて、また、審査の段階で、申し出があった時にチェックするようになると思っております。また、転用の申請時には、土地改良区の同意など色々な条件がついてきます。また、地域計画の変更段階でのチェックもお願いしたいと思っております。徳永委員かまいませんか。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

土地改良区の役と農地利用推進委員を両方やっているから分かることで、両方してない場合は、まず、土地改良区には転用の為の農振除外申請用に土地改良区の同意を取りに来るが、その場では、農地取得時期や耕作状況については詳しくは分からない、一方、農業委員などが転用のための除外であると分かるのは、この総会の場が初めてだが土地改良区の同意は取ってある。連携が取れてない状況で、それぞれが判断をすることになる。

●会長（松永哲夫君）

農振計画除外については、転用申請の段階まで至ってないので、農業委員さん、推進委員さんまでこないと思います。地元の土地改良区まで行ってないと思うんですけど。今は書類的に動いているだけで、地元の土地改良区の押印とかは、今の段階では取ってないですよ、西山さん。

●農林水産課（西山善行君）

いえ、農振除外申出の段階で、押印した同意書はつけてもらっています。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

だから、それがおかしいと思うんや。

●会長（松永哲夫君）

そしたら、農振除外の時に取っているのであれば、土地改良区の皆さんでチェックして頂くしかないと思います。農業委員会では、判がすわった状態で、最終的な了解のために議案審議をするということになります。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

実際、土地を買った人から農業をしますというのが、土地改良区には出てきてないので分からない。農地取得の経緯、背景も分からない状況でも判を押さざるを得ない。

●農林水産課（西山善行君）

農振除外のための変更申出では、事前に農業委員会事務局に転用申請が可能かどうかの確認を取ってもらいます。そのうえで、地元の水利組合や土地改良区の異議がないという書類を揃えてもらっ

た上で、初めて書類審査を行います。審査で問題が無ければ、農業員会定例総会に農振除外に関する議題として上げてもらっております。

●会長（松永哲夫君）

今、西山さんが仰ったように、段階を踏んでおりますので、書類的に不備はないという事で、同意書への押印時にチェックするしかないという状況、ちなみに申し上げますと、私の地元の水利組合は、押印時に色々な条件を付すなり、確認をするということをしてしております。地元の書類がそろってまいりますと、農振除外に始まり転用申請まで上がってきます。地元の了解が揃っておれば、農振除外については、こういった場では了解せざるを得ないという状況となっております。一番最初にチェックしやすいのは、土地改良、水利組合だと思います。ですので、農振除外に関する同意の判を押すときに、現況を把握していただくよう、土地改良、水利組合にはお願いしたいと思います。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）

そしたら、田んぼしよらんのやったら、同意せんかったらいいんやな。また、田んぼもするとって3年も4年しない場合、転用が出来ないように条例かなんかつくったらいいんちゃうん。

●会長（松永哲夫君）

まず、最初の農地取得の申請の時に農業をしますということで農地を取得します。転用するためには、先ほども申し上げましたように、地元の同意がなければ進んでいきませんので。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）

地元の推進委員が農業をしていたかの確認の判がなければ、転用できないようにしなければ、問題は解決出来ないのではないかな。

●会長（松永哲夫君）

農地利用推進委員の権能がそこまで及ぶかの問題がありますから。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）

農業をしているかどうか誰が確認するん。

●会長（松永哲夫君）

仰ることは分かります。農業をします、しますとって、しないところもあると聞いております。

●農地利用最適化推進委員（徳永善史君）

農地を買った人が、田んぼもしてないのに3年経ったら売れるんやと、あたりまえのように私たちに言うんや。

●会長（松永哲夫君）

市の農政部局でもその点の拒否はしがたい状況で、もし出来ることがあるとすれば、3条の申請時に、農地を持ってない方が、農地を取得して農業を始めるという場合に、十分にチェックを行っていくということだと思います。

●事務局長（大西良明君）

審査につきまして、申請者の方に十分聞き取りを行った方がいいようなものについては、農業委員さん、推進委員さんにご協力頂きたいと思いますのでよろしくお願いします。

●会長（松永哲夫君）

今までの三年三作の縛りが無くなって以来、農地を所有してない方が購入する場合に、地元の委員さんの意見を確認していないということで、ちょっと疑義があるものについては、いまからのお願いなんですけど、手間になるかもしれませんが、農業委員さん、推進委員さんにも、事務局と一緒に、申請者の方が本当にするんかということを確認してもらうことをすれば、委員さん了承のもと承認したということになりますので、今の御意見ですと、事務局が書類上整っているのを確認しているから承認するといのもいけませんので、農業委員さん、推進委員さんにお声をお掛けしますので、3条申請の時に確認して頂くようお願いできませんか。本当に田んぼを買って農業をするのかというのを申請者に確認してもらうなどをして、確認できないのであれば申請を許可しないという対応で皆さん方にご了解いただければ、そういった方向でいきたいと思います。事務局としてはそれがいいようですが、今までの事務局だけの書類上の確認だけではなく、今後は3条申請で、農地を持ってない方が農地を購入する場合、転用を見込んでの購入の可能性もありますので、事務局だけでなく、農業委員さん、推進委員さんにも事前に確認して頂いて、問題がなければ委員さんも責任を持って了解したという形を取っていききたいと思います。今後、そういった新規就農の

案件が出てきた場合には、農業委員さん、推進委員さんにお願ひしますので、ご理解の上、ご協力をお願ひします。徳永委員さんそれでいいですか。農地取得の段階から確認して頂きたいと思ひます。最終的には、委員皆さんのご了解を頂きますが、地元の農業委員さん、推進委員さんも了解しているんだという前提のもとで進めていきたいと思います。皆さんご了解頂きましたでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

それでは、農振除外等に関連してくる場合もありますので、3条申請で農地を所有していない人が農地を取得する申請については、転用を見込んでいる可能性もありますので、農業委員さん、推進委員さんに、事前に確認の上、3条申請の審議時などに御意見等を言っ頂くなどをして、また、地元の土地改良区の役員さんあたりを含めて、最初の段階から目をつけるというようにお願ひしたいと思ひます。その代わり、農振除外等の書類が上がってきて、農業委員会の審議時には、地元は了承しているということで説明させていただきます。これは、法律の制定事項ではありませんので、それによって協議云々よりも、皆さん方のご理解をお願ひするという事ですのでよろしくお願ひいたします。この件について、他に御質問はございませんか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、農業振興地域整備計画の変更については、異議のないものといたします。西山さん、ありがとうございます。次に議題2 地域計画の変更について、農林水産課より説明をお願ひします。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

同じく丸亀市農林水産課の造田と申します。先程の農振除外の手続きと同様に、農地転用の申請前に、地域計画の変更手続きが必要になります。毎月お願ひしているところですので、ご存じだと思いますが、12月10日締切分の地域計画変更申出書が提出されましたので、ご報告とともに、反対意見がなければ、地域計画の変更手続きを進めさせて頂きたいと思ひます。いまから説明させて頂く農地は、すべて地元の水利組合、土地改良区の意見書が提出されており、除外の同意は頂いております。それでは、資料のほうですけど、3部ございます。地域計画変更等理由書（総括表）、位置図、地域計画変更（案）の3部です。最初に、地域計画変更等理由書（総括表）とそれに関連する位置図を見ながら説明させて頂きたいと思ひます。なお、番号17は取下げの為、欠番となっておりますのでご了承ください。

【番号 1～16, 18～24 の各案件説明】

今後のスケジュールですが、この農業委員会で反対意見がなければ、香川県農地機構にも御意見を伺います。そこでも反対意見がなく、意見書が揃ったところで、地域計画変更案の公告縦覧を2週間行います。そこで、意見がなければ、その後1月20日頃に地域計画の変更の公告を行い、地域計画の変更は完了となります。その後、変更した旨を申出者に通知しまして、早ければ2月5日締め農地転用の申請手続きを行ってもらおうこととなります。ですので、地域計画変更後、転用事業者がスムーズに申請すれば、2か月後の2月20日の農業委員会定例会で、今回の申出分の農地転用申請が議題に上がることとなります。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

説明終わりましたが、何か御質問ありましたらお願いします。

●会長（松永哲夫君）

特に御意見も無いようですので、地域計画の変更につきましては異議のないものといたします。造田さん、ありがとうございました。

●農林水産課担当長（造田忠彦君）

ありがとうございました。

●会長（松永哲夫君）

その他議題はございますか

●事務局長（大西良明君）

その他はありません。

●会長（松永哲夫君）

それでは、報告連絡事項に移ります。報告1番 定例農家相談会の開催結果について事務局から報告いたします。

●事務局長（大西良明君）

それでは、前回の農家相談の結果についてご報告いたします。次第の裏面をご覧ください。飯山市民総合センター開催分は11月27日 竹田委員で、市役所本庁開催分は12月5日 平山委員で、綾歌市民総合センター開催分は12月10日 小松委員で、午前9時から11時の間で受付を行い、本庁開催分で1件、綾歌センター開催分で1件の相談がございました。まず本庁開催分の相談内容ですが、昨年、退職を機に丸亀に戻り、現在実家のある綾歌の高齢の父親名義の農地を管理しているが、後継者もなく、今後管理ができなくなった時のために、貸借や売却について相談したいということでした。7筆ある内、2筆は法人に貸しているが、来年6月の契約終了後は、相手方の都合で更新が難しい状況です。その他家庭菜園している農地や、中には管理が行き届いていない農地もあるということです。回答といたしましては、農地の位置などから、農業以外での活用は難しいのではないかと考えられますので、売買については、地元の不動産屋や農家さんに聞いてみるのもひとつの手ではありますが、他に誰か借りてくれる方や法人がいないか当たってみることをお勧めしました。貸付申出書の内容や要件等を説明し、現在の法人から、契約更新しないとの返事があり次第、申し出の手続きに入ることで話がまとまりました。借り手が見つかるまでは、自己管理をお願いし、有償で管理委託できる業者等もある旨お伝えしました。今回の相談については、農地機構さんとも情報共有し、正式に申出書提出されればまた地元の委員にもご協力お願いいたしたいと思います。

続いて、綾歌センター開催分の相談内容ですが、昨年、農業委員会から、亡くなった父が所有していた農地について適正管理依頼の通知があった。今回、利用意向調査も来ており、これらの件について聞きに来た。これまで管理は、近隣の親戚がしてくれていたのかもしれないが、詳細はよくわからないとのことでした。回答といたしましては、適正管理依頼書は実際に近隣から管理不全に対する苦情があり対応を依頼するものであること、また利用意向調査は、遊休農地として判断したため、今後どのように管理等していくのかお尋ねするものであることを説明いたしました。個人の土地である以上、自身で管理するか、管理を誰かに委託するかになること、また相続登記ができていないようなので、一度、相続人で話し合いをされるとともに、近隣のこれまで管理してくれていたと思われる方、親戚の方とも今後の管理について相談いただきたいとお願いしました。報告は以上です。次に、次回の農家相談会の開催予定についてお知らせします。飯山市民総合センター開催分は12月26日金曜日 尾崎委員で、市役所本庁開催分は1月5日月曜日 和泉委員で、綾歌市民総合センター開催分は1月13日火曜日 松永哲之委員の担当で、それぞれ午前9時から11時までの受付となっています。農家相談の手引きをお持ちの上、御出席ください。以上です。

●会長（松永哲夫君）

只今の報告について、何か御質問等ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

以上で、報告は終わりました。その他の報告事項ございませんか。

●事務局長（大西良明君）

ありません。

●会長（松永哲夫君）

続きまして、土地に関する議題に移ります。本日提案の議題を事務局より読み上げます。

●事務局長（大西良明君）

土地に関する議題といたしまして、議案第 62 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 63 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 64 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、議案第 65 号 非農地証明願について、議案第 66 号 許可後の事業計画変更申請について、報告事項といたしまして、報告第 25 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認について、以上、御審議よろしくお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

それでは、議案第 62 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の提案説明をお願いします。

●事務局次長（山田健司君）

失礼いたします。農業委員会事務局の山田と申します。どうぞよろしく願いいたします。それでは、議案の 1 ページをご覧ください。位置図と一緒にご確認よろしく申し上げます。議案第 62 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請についてです。案件は 11 件です。

1 番 津森町・・・合計面積 103.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営拡大を図る譲受人へ売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

2番 金倉町・・・合計面積 386.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、家庭菜園用の農地を取得したい譲受人へ贈与による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

3番 中津町・・・合計面積 340.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

4番 郡家町・・・合計面積 412.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、家庭菜園用の農地を取得したい譲渡人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

5番 郡家町・・・合計面積 755.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、自作地の取得を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。2ページをお開きください。

6番 郡家町・・・合計面積 222.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、自作地の取得を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

7番 飯野町東分・・・合計面積 661.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、農業廃止を図る譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で水稻を作付けする計画が提出されています。

8番 垂水町・・・合計面積 971.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、後継者である譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。3ページをお開きください。

9番 広島町立石・・・合計面積 2,160.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、新規就農を図る譲受人へ、贈与による所有権移転を行うものです。申請地で果樹を作付けする計画が提出されています。

10 番 綾歌町岡田下・・・合計面積 554.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、高齢化による経営縮小を図る譲渡人が所有する当該農地を、家庭菜園用の農地を取得したい譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

11 番 飯山町上法軍寺・・・合計面積 1,258.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、譲渡人が所有する当該農地を、経営規模の拡大を図る譲受人へ、売買による所有権移転を行うものです。申請地で野菜を作付けする計画が提出されています。

以上 11 件、申請があった案件につきましては、審査基準のうち農地法第 3 条第 2 項第 1 号、譲受人の農地の耕作状況、保有している機械の能力等の状況、農作業に従事する家族の状況等から、耕作の事業に供される農地の全てを効率的に利用できると思込まれる全部効率利用要件、また農作業に従事すると見込まれる日数について 同項第 4 号の農作業常時従事要件、及び第 6 号の周辺地域との調和要件の審査基準並びに例外規定などにより全てを満たすものであり、農地法第 3 条第 2 項各号の禁止要項には該当しない又は適用されないため、許可相当と考えております。御審議よろしくをお願いします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました、これより質疑に入りますが、先ほどの質疑の応答の中でございましたように、農地法第 3 条第 1 項の規定による売買については、特に申請事由に書いてあります、新規就農で、家庭菜園とか自家消費とか書いてあるものですが、これが新しい方ですので、こういった方については、先ほど事務局から申し上げましたように、書類的なチェックとして、農機具の保有状況等を確認した上で、許可相当として提案しているわけですが、それぞれの案件は、皆様に事前にお送りしている議案書が届くまではご存じでなく、届いて初めて把握されたと思います。届いてから、この総会までの日が短いため、現地確認が出来てないかもしれませんが、現地の状況を分かる範囲で勘案頂いて、御質問頂けたらと思います。先ほど申し上げましたように、今後は、この第 3 条第 1 項の申請に関する審査については、今まで同様、事務局で現地調査は行うのですが、新規

就農につきましては、お手数をお掛けしますが、農業委員さん、推進委員さんで一緒に確認をお願いしたいと思います。その際に、実際に農業をするか、また、出来そうなのかどうかなどの所感を事務局やこの総会時に仰って頂きますようお願いしたいと思います。その際、3年後に売却することが明らかな場合などは、その段階から拒否していかないといけませんので、お手数をお掛けしますがよろしく願い申し上げます。その上で、御質問等よろしく願い申し上げます。

●農地利用最適化推進委員（竹林俊一君）

3年間は、何を作りましたなどの報告を農業委員会に出すようにしたらいいのではないかと。

●会長（松永哲夫君）

計画書ですか。事務局、計画書は何年の期間で提出されているんですか。

●事務局員（佐々木武志君）

計画書には、期間とかはなく、これから何を作りますという申請段階での予定が書かれています。今の竹林委員さんの御意見は、1年ごとに写真をつけて報告書を出してもらいたいようなことだと思いますが、今はそこまで求めておりません。先程のお話しにもありましたように、3条申請の審査にあたり、現地確認、申請者からの聞き取りなど、どのようなことを委員さんに実施してもらいかなどを具体的な内容を検討するとともに、御質問の報告書を求めていくかどうかについても、前向きに検討していきたいと思います。

●会長（松永哲夫君）

竹林委員さんや皆さんが仰るように、いま口先だけでうまく許可をもらい、すぐ売却するのではないかとというような懸案がございますので、農業委員さん、推進委員さんの皆さんの目でもって確認して頂けたら一番ありがたいと思います。今までの実績のある方については、農地を拡張するとかの場合は期待が持てるんですけど、新規就農について、私も先月に申し上げたんですが、家庭菜園で600㎡も必要なのかという案件もありました。そういった案件など、委員さんのほうで責任をもって対応をお願いしたいと思います。その上で、御質問よろしく願いします。今回も新規就農の案件がございますが、特に御意見ございませんか。

●会長（松永哲夫君）

そしたら、特にないようですので、採決いたします。議案第 62 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 11 番の各案件を許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長 (松永哲夫君)

では、議案第 62 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 11 件は、原案の通り許可することを決定いたしました。次に、議案第 63 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題に供します。説明をお願いします。

●事務局次長 (山田健司君)

はい。失礼します。4 ページをお開きください。議案第 63 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 4 件です。

1 番 金倉町・・・合計面積 1,273.49 m² (内併せ利用地 887.49 m²) 【議案読み上げ】

この申請地は、昭和 30 年頃に農家住宅等を建築し、宅地として利用していましたが、当時、農地法の許可申請が行われておらず、今回、建て替えを行うにあたり、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き、宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

2 番 田村町・・・合計面積 645.17 m² (内併せ利用地 499.17 m²) 【議案読み上げ】

この申請地は、昭和 25 年に住宅用の庭と駐車場を整備するため宅地拡張し、利用していましたが、当時、農地法の許可申請が行われておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き、宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3 番 土器町西一丁目・・・合計面積 821.50 m² (内併せ利用地 459.50 m²) 【議案読み上げ】

この申請地は、平成 18 年頃に母屋と納屋を増築するため宅地拡張し、利用していましたが、当時、農地法の許可申請を行っておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって無断転用の解

消を図り、引き続き、宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

4番 飯山町東坂元・・・合計面積 860.70 m² (内併せ利用地 622.70 m²) 【議案読み上げ】

この申請地は、平成17年頃に住宅用地が手ぜまであったため、宅地拡張し、利用していましたが、当時、農地法の許可申請が行われておらず、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図り、引き続き、宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上4件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しています。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また、資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障は無く、被害防除措置も適切であるなどの一般基準など、審査基準を満たすものであることから問題は無いものと考えます。以上、御審議よろしく申し上げます。

●会長 (松永哲夫君)

議案の説明が終わりました。これより質疑に入ります。只今の説明に対しまして、何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

●会長 (松永哲夫君)

特に無いようですので、それでは採決いたします。議案第63号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、整理番号1番から4番の各案件を許可相当とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●会長 (松永哲夫君)

それでは、議案第63号 農地法第4条第1項の規定による許可申請4件は、原案の通り、許可相当として委員会意見書添付のうえ、県へ進達することといたします。次に、議案第64号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題に供します。説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

5 ページをお開きください。議案第 64 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてでございます。案件は 10 件です。

1 番 今津町・・・合計面積 399.96 m²（内併せ利用地 323.96 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、宅地分譲 2 区画の整備を図るものです。申請地は、第 1 種中高層住居専用地域の指定がされ、第 3 種農地に区分されます。

2 番 金倉町・・・合計面積 996.00 m²【議案読み上げ】

この申請地は、平成 21 年頃に住宅を建築し、平成 31 年に一部を改装し、事務所兼住宅として利用してきましたが、今回、農地法の許可申請を行っていないことを知り、無断転用に該当することを知った申請者によって、無断転用の解消を図るとともに、使用貸借権の権利設定を行い、引き続き、宅地として利用するものです。申請地は、農用地区域外農地で、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

3 番 郡家町・・・合計面積 389.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、住宅 2 階建て 1 棟とカーポート 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。6 ページをお開きください。

4 番 原田町・・・合計面積 3,555.54 m²（内併せ利用地 1,492.54 m²）【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、特定建築条件付売買予定地 2 階建て 11 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地と区域内農地ですが、区域内農地は令和 7 年 8 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

5 番 原田町・・・合計面積 414.63 m²（内併せ利用地 17.63 m²）【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、住宅平屋建て 1 棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域内農地ですが、令和 7 年 8 月に農振除外申請がされています。また、農地法上、第 2 種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えま

す。

6番 飯野町東分・・・合計面積 485.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、共同住宅3階建て1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。7ページをお開きください。

7番 綾歌町岡田西・・・合計面積 408.14 m²（内併せ利用地 102.14 m²）【議案読み上げ】

この案件は、使用貸借権の権利設定を行い、住宅平屋建て1棟の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

8番 飯山町東坂元・・・合計面積 1,161.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電設備4基と電柱1本の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

9番 飯山町東坂元・・・合計面積 994.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電設備5基と電柱1本の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

10番 飯山町東坂元・・・合計面積 682.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、所有権移転売買を行い、太陽光発電設備4基と電柱1本の建築整備を図るものです。申請地は、農用地区域外農地で、第2種農地に区分されますが、計画地周辺における候補地の選定理由により転用できるものと考えます。

以上10件、申請があった案件につきましては、地区の委員さんに現地調査をしていただき、問題ないことを確認しております。また、転用理由、農地区分による位置選定の妥当性が適当であるかなどの立地基準、また資金計画の妥当性、転用の確実性、周辺農地に係る営農条件への支障や被害防除措置も適切であるかなどの一般基準など、審査基準を満たしていることから問題ないものと考え

えております。以上、御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

特にないようですので、採決いたします。議案第 64 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、整理番号 1 番から 10 番までの各案件を許可相当とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●会長（松永哲夫君）

議案第 64 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 10 件は原案の通り許可相当として、委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。続きまして、議案第 65 号 非農地証明願についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは 8 ページをお開きください。議案第 65 号 非農地証明願についてでございます。案件は 2 件です。

1 番 原田町・・・合計面積 25.00 m²【議案読み上げ】

申請地は、以前から、農道として使用されてきており、今後も同様の使用が見込まれます。9 ページをお開きください。

2 番 広島町立石・・・合計面積 2,059.00 m²【議案読み上げ】

申請地は、20 年以上にわたり自然潰廃し、雑木雑草が繁茂し、農地としての復旧が著しく困難となっています。

以上 2 件、丸亀市非農地事務処理要領における認定基準を満たしていることから、非農地として証

明することに問題は無いものと考えます。御審議よろしく申し上げます。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。只今の説明に対しまして、何か御質問、御異議等はございませんか。

●会長（松永哲夫君）

特に御異議も無いようですので、議案第 65 号 非農地証明願について整理番号 1 番及び 2 番の各案件につきましては、原案どおり処理していくことといたします。次に、議案第 66 号 許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明をお願いいたします。

●事務局次長（山田健司君）

はい。10 ページをお開きください。議案第 66 号 許可後の事業計画変更申請についてでございます。案件は 2 件です。

1 番 金倉町・・・合計面積 1,319.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、平成 18 年 11 月 30 日、分譲住宅の建築整備を図る計画で、農地法第 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により、さらに 2 年工期を延長するため、事業計画を変更したいと申請がありました。次に、10 ページから 12 ページにまいります。

2 番 綾歌町栗熊東・・・合計面積 39,261.67 m²【議案読み上げ】

この案件は、令和 5 年 2 月 21 日、花崗土採取後、農地造成の整備を図る計画で、一時転用にて、農地法第 5 条の許可を受けておりましたが、諸般の事情により、さらに 2 年工期を延長するため、事業計画を変更したいと申請がありました。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

●会長（松永哲夫君）

議案の説明が終わりました。只今の説明に対しまして、何か御質問、御意見はございませんか。

●会長（松永哲夫君）

御異議もないようでありますので、議案第 66 号 許可後の事業計画変更申請について、整理番号 1 番及び 2 番の案件につきましては、許可相当として委員会意見書添付の上、県へ進達することといたします。それでは報告事項に入ります。報告第 25 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認については、一括して事務局より報告いたします。

●事務局次長（山田健司君）

それでは、13 ページをお開きください。報告第 25 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知確認についてでございます。報告は 1 件です。

1 番 中津町・・・合計面積 819.00 m²【議案読み上げ】

この案件は、残存小作の権利設定がされていたものですが、農業廃止のため、賃借人主導により離作補償なく合意解約するものです。

報告は以上です。

●会長（松永哲夫君）

ただいまの報告事項につきまして何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

●会長（松永哲夫君）

無いようですので、報告事項は終わります。以上で 12 月総会の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって閉会といたします。

（午後 4 時 5 0 分終了）